

第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市西区阿波座二丁目1番4号
当社（大阪本社）10階会議室



住友電設株式会社

証券コード 1949

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案 剰余金処分の件

証券コード 1949

2025年6月 3日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

大阪市西区阿波座二丁目1番4号

住友電設株式会社

取締役社長 谷 信

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sem.co.jp/ir/holder/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市西区阿波座二丁目1番4号 当社（大阪本社）10階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案 剰余金処分の件

株主提案（第4号議案）の議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ▶ 電子提供措置事項のうち、以下の事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

- ▶ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主様の代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理出席される株主様の議決権行使書用紙）をご提出ください。なお、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

当日は、軽装（クールビズ）にてお越しくださいますようお願い申し上げます。

2. 株主総会にご出席されない場合

インターネット等による議決権行使



インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト ウェブ行使
<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日除く)

<議決権電子行使プラットフォームについて>

- ・機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面による議決権行使のご案内

書面により議決権を行使される場合は、予め次の事項をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の「議決権行使書用紙」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類をご参照ください。

議決権行使書

住友電設株式会社 印中

私は、2025年6月25日開催の第18回定時株主総会（議決権または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2025年6月 日

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示が求められます。

住友電設株式会社

株主番号

議決権行使数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

（ご注意）
当取締役会は株主総会へ参画して、第4号議案につき、当社取締役の意見に賛成の場合は「否」に、株主提案の場合は「賛」に○印でご記入ください。

お願い

- 株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 代理人にご出席の場合は、ご出席でも会場へご提出のうえ、当議決権行使書用紙とともに送付のうえにご提出ください。
- 当議決権行使書は、賛否を○印で、2025年6月24日午後5時30分までご提出ください。
- 第2号議案および第3号議案の賛否を○印で表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該議案の賛否を○印で表示してください。
- 賛否のご記入は、議決権行使書に記載の当該議案の賛否を○印で表示してください。
- 議決権行使書は、議決権行使書に記載の当該議案の賛否を○印で表示してください。

住友電設株式会社

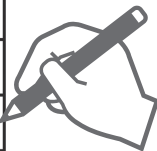
- 各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 第2号議案及び第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。
- 第4号議案は、株主様（1名）からのご提案です。当社取締役会は、この議案に反対しております。当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に、株主提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示ください。

[ご参考]

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合の記載例

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

議案	第4号議案
株主提案	賛



■ ライブ配信のご案内

本株主総会につきましては、株主様に限定してご視聴いただけるインターネットによるライブ配信を予定しております。

1. 配信日時

- ・2025年6月25日(水曜日)午前10時から株主総会終了まで
(ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定)

2. ご視聴方法

- ・パソコン又はスマートフォンにより、以下のURL又はQRコードにアクセスし、IDとパスワードを入力してご視聴ください。
(書面により議決権行使される場合は、投函される前にお手元に株主番号をお控えください)

URL	https://1949.ksoukai.jp
ID	株主番号(議決権行使書用紙に記載されている株主番号9桁の数字)
パスワード	郵便番号(株主様のご登録住所の郵便番号7桁の数字) ※ハイフン無し



3. ご視聴にあたっての注意事項

- ①株主総会当日の決議にご参加いただくことができませんので、インターネット等又は書面により議決権の事前行使をお願いします。
- ②株主総会当日、ご質問、ご意見を承ることはできません。
- ③本株主総会にご出席されたものとは取り扱われません。
- ④ご使用のパソコン、スマートフォン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等によりご視聴いただけない場合がございます。
- ⑤ご視聴等に伴う通信料金等は株主様のご負担となります。
- ⑥撮影、録画、録音、保存及び公開はご遠慮ください。
- ⑦ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ⑧ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、配信映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- ⑨当社がやむを得ないと判断した場合は、配信を中止させていただく場合がございます。

4. お問い合わせ先

- ①株主番号及びパスワードについて
 - ・三井住友信託銀行株式会社 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
[電話] 0120-782-041
(受付時間 午前9時～午後5時 土日休日除く)
- ②ライブ配信の視聴について
 - ・株式会社ブイキューブ
[電話] 03-6833-6267
(受付時間 6月25日(水曜日)午前9時～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は株主各位に対する利益還元を経営の重要施策の一つとし、業績及び将来の事業展開を勘案して内部留保金とのバランスを取りながら安定的な配当をすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期における親会社株主に帰属する当期純利益が予想を上回ったことから、株主各位の日頃のご支援にお報いすべく、1株につき86円といたしたいと存じます。

なお、当期は既に中間配当金として1株につき60円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき146円となり、前期と比べ1株につき40円の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金86円

総額 3,025,141,676円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであり、各候補者の略歴や取締役候補者とした理由等につきましては、次頁以降に記載のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社に おける地位	取締役会の出席状況 (2024年度)
1	谷 信 再 任	代表取締役 取締役社長	14回／14回
2	小 島 茂 広 新 任	専務執行役員	—
3	沖 野 康 治 新 任	専務執行役員	—
4	島 田 哲 成 再 任	取締役 常務執行役員	14回／14回
5	島 田 健 一 再 任	取締役 常務執行役員	14回／14回
6	高 橋 英 行 再 任 社 外 独立役員	社外取締役	14回／14回
7	服 部 力 也 再 任 社 外 独立役員	社外取締役	14回／14回
8	安 原 裕 文 再 任 社 外 独立役員	社外取締役	14回／14回
9	佐 野 由 美 再 任 社 外 独立役員	社外取締役	11回／11回

(注) 候補者佐野由美氏は、2024年6月25日に取締役に就任しており、同日以降の取締役会の開催回数は11回であります。

候補者
番号

1

谷

信

■ 生年月日
1957年 5月28日生

■ 所有する当社株式数
16,100株

再任



略歴、地位及び担当

1980年 4 月	住友電気工業株式会社入社
2004年 4 月	同経理部長
2008年 6 月	同執行役員、経理部長
2011年 6 月	同執行役員、 スミモエレクトリックワイヤリングシステムズインク社長
2014年 6 月	同常務取締役
2017年 6 月	同代表取締役、専務取締役
2019年 6 月	当社代表取締役、副社長執行役員
2021年 6 月	同代表取締役、取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

谷 信氏は、取締役社長として、経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、当社グループのガバナンスや収益基盤の強化に努め、中期経営計画「VISION24」に関する施策の推進に取り組み、目標値を達成いたしました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

こじま
小島

しげひろ
茂広

■ 生年月日
1963年7月20日生

■ 所有する当社株式数
2,800株

新任



略歴、地位及び担当

1986年4月	当社入社
2018年6月	同執行役員、 施設統括本部東部本部施工統括部長、 施設統括本部東部本部東京支社長
2020年6月	同執行役員、施設統括本部副本部長、 施設統括本部東部本部長
2023年6月	同常務執行役員、施設統括本部副本部長
2024年6月	同専務執行役員、施設統括本部長、 技術本部担当、資材統括部担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

小島茂広氏は、専務執行役員として施設統括本部長を担当し、国内のビル、工場等の電気設備工事及び再生可能エネルギー、環境関連工事をはじめとする一般電気工事部門においてグループ内外の連携や収益向上に向けた体質強化、ビジネス拡大に努め、中期経営計画「VISION24」に関する施策の推進に取り組み、目標値の達成に貢献いたしました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

おきの
沖野やすはる
康治■ 生年月日
1962年 8月 8日生■ 所有する当社株式数
3,800株

新任



略歴、地位及び担当

1986年 4 月	当社入社
2016年 6 月	同執行役員、営業本部副本部長、 営業本部西部営業第二部長
2019年 6 月	同執行役員、 施設統括本部環境ソリューション事業部長、 営業本部副本部長
2022年 6 月	同常務執行役員、施設統括本部副本部長、 施設統括本部環境ソリューション事業部長
2024年 6 月	同専務執行役員、営業本部長、 営業本部競争法コンプライアンス室長 現在に至る

取締役候補者とした理由

沖野康治氏は、専務執行役員として営業本部長を担当し、当社事業全般の営業戦略を主導するとともに、提案営業力の強化に努め、当社の経営基盤の安定及び収益の向上に寄与するなど、中期経営計画「VISION24」に関する施策の推進に取り組み、目標値の達成に貢献いたしました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

しまだ
島田てつなり
哲成■ 生年月日
1962年12月29日生■ 所有する当社株式数
10,800株

再任



略歴、地位及び担当

1985年 4 月	住友電気工業株式会社入社
2010年 1 月	同伊丹製作所長
2012年 7 月	同人材開発部長
2015年10月	当社総務部長、人事部次長
2016年 6 月	同執行役員、総務部長、人事部長
2019年 6 月	同取締役、常務執行役員
2023年 6 月	同取締役、常務執行役員、 本社部門担当（総務、東京総務、人事、人材開発、 安全品質管理、監査、保険）、全社コンプライアンス担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

島田哲成氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として本社部門を担当し、中期経営計画「VISION24」における安全・品質・コンプライアンスの推進及び人材の確保・育成と働き方改革をはじめとする本社部門各部の施策の推進に取り組み、成長基盤の強化に貢献いたしました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

しまだ
島田けんいち
健一■ 生年月日
1964年10月12日生■ 所有する当社株式数
5,500株

再任



略歴、地位及び担当

1988年 4 月	住友電気工業株式会社入社
2010年 6 月	同産業素材事業本部業務部長
2012年 6 月	同アドバンストマテリアル事業本部業務部長
2014年 3 月	住友電工管理（上海）有限公司総経理
2018年 4 月	住友電気工業株式会社財務部長
2021年10月	当社総合企画部次長
2022年 6 月	同執行役員、総合企画部長
2023年 6 月	同取締役、常務執行役員、総合企画部長、経理部担当、 情報システム部担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

島田健一氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として総合企画部長、経理部及び情報システム部を担当し、中期経営計画「VISION24」、経理、財務、ＩＲに関する施策の推進に取り組み、さらにＩＴ推進によるシステム基盤の整備により、企業価値の向上に貢献いたしました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

たかはし
高橋ひでゆき
英行

■ 生年月日

1956年10月19日生

■ 所有する当社株式数

0株

再任

社外

独立役員



略歴、地位及び担当

1981年 4 月	日本銀行入行
2003年 7 月	同政策委員会室参事役
2005年 2 月	同新潟支店長
2008年 7 月	同金融研究所参事役
2009年 5 月	同神戸支店長
2010年11月	社団法人大阪銀行協会（現 一般社団法人大阪銀行協会） 専務理事
2020年 6 月	当社社外取締役 現在に至る
2021年 8 月	公益財団法人日本共同証券財団 事務局長 現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人日本共同証券財団 事務局長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋英行氏は、日本銀行及び一般社団法人大阪銀行協会の経験を通じて金融経済に精通しているとともに、地域経済や企業経営に関する知見も有しており、これらの高度な専門性と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくことを期待し、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

7

はっとり
服部りきや
力也

■ 生年月日

1954年2月3日生

■ 所有する当社株式数

0株

再任

社外

独立役員



略歴、地位及び担当

1978年4月 住友信託銀行株式会社
(現 三井住友信託銀行株式会社) 入行

2011年4月 同取締役、専務執行役員

2013年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社副社長執行役員、
三井住友信託銀行株式会社代表取締役、取締役副社長

2015年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表取締役、取締役副社長

2017年4月 同取締役、
三井住友信託銀行株式会社取締役副会長

2018年4月 三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー、
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
取締役会長

2018年6月 当社社外監査役

2020年6月 株式会社滋賀銀行社外取締役
現在に至る

2021年6月 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社
常任監査役
現在に至る
当社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社滋賀銀行 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

服部力也氏は、金融機関の経営で培われた豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの実績と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくことを期待し、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

8

やすはら

安原

ひろふみ

裕文

■ 生年月日

1956年8月28日生

■ 所有する当社株式数

0株

再任

社外

独立役員



略歴、地位及び担当

1979年 4 月 松下電器産業株式会社
(現 パナソニックホールディングス株式会社) 入社

1996年 9 月 アメリカ松下電池工業株式会社
(現 パナソニックエナジーアメリカ株式会社) 取締役CFO

2008年 6 月 パナホーム株式会社
(現 パナソニックホームズ株式会社) 取締役

2012年 6 月 同代表取締役

2015年 6 月 パナソニック株式会社
(現 パナソニックホールディングス株式会社) 常任監査役

2019年 6 月 参天製薬株式会社社外監査役

2020年 3 月 住友ゴム工業株式会社社外監査役
現在に至る

2020年 6 月 日立造船株式会社 (現 カナデビア株式会社) 社外監査役
現在に至る

2023年 6 月 当社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

住友ゴム工業株式会社 社外監査役
カナデビア株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安原裕文氏は、事業会社の経営で培われた豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの実績と高い見識を活かして、独立した立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくことを期待し、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

9

さ の
佐野

ゆ み
由美

■ 生年月日

1961年 8月20日生

■ 所有する当社株式数

0株

再 任

社 外

独立役員



略歴、地位及び担当

1984年 4 月 敷島紡績株式会社（現 シキボウ株式会社）入社
1997年 4 月 関西経営者協会
（現 公益社団法人関西経済連合会）入局
2004年 4 月 同会員部長
2013年 4 月 公益財団法人21世紀職業財団入団
2014年 4 月 同関西事務所長
現在に至る
2021年 6 月 三洋化成工業株式会社社外取締役
現在に至る
2024年 6 月 当社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長
三洋化成工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐野由美氏は、上場企業や公益法人におけるダイバーシティの推進、人材の育成に関する豊富な経験と産業及び労働経済に関する幅広い知見を有しており、これらの実績と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくことを期待し、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者高橋英行氏、候補者服部力也氏、候補者安原裕文氏及び候補者佐野由美氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。
- なお、候補者高橋英行氏、候補者服部力也氏、候補者安原裕文氏及び候補者佐野由美氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、再任が承認されたときは、引き続き、独立役員とする予定です。
3. 各候補者の選任理由については、各候補者の略歴の下部に記載のとおりであります。
4. 候補者谷 信氏は、当社の親会社である住友電気工業株式会社において、2014年6月から2017年6月まで常務取締役、2017年6月から2019年6月まで代表取締役、専務取締役に就任しております。
5. 候補者島田哲成氏は、当社の親会社である住友電気工業株式会社において、2012年7月から2015年9月まで人材開発部長として業務を執行しておりました。
6. 候補者島田健一氏は、当社親会社の子会社である住友電工管理（上海）有限公司において、2014年3月から総経理として業務を執行しておりました。また、当社の親会社である住友電気工業株式会社において、2018年4月から2021年10月まで財務部長として業務を執行しておりました。
7. 候補者服部力也氏は、当社の主要取引金融機関（特定関係事業者）である三井住友信託銀行株式会社において、2013年4月から2017年3月まで代表取締役、取締役副社長、2017年4月から2018年3月まで取締役副会長、2018年4月から2020年3月までエグゼクティブアドバイザーに就任しておりました。
8. 当社は、候補者高橋英行氏、候補者服部力也氏、候補者安原裕文氏及び候補者佐野由美氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認されたときは、当社は各氏との間でそれぞれ当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、保険会社との間で取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、その保険料は全額会社が負担しております。但し、故意又は重過失に起因して賠償請求された損害は当該保険契約により填補されません。また、各候補者が取締役・監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
10. 候補者安原裕文氏が社外監査役として就任しておりますカナデビア株式会社は、2024年7月に同社グループにおける船用エンジン事業に関する不適切行為について、2025年2月及び4月に同社グループにおける船用エンジン事業以外の事業に関する不適切行為について公表し、再発防止策に関して公表しております。同氏は、当該不適切行為の発覚までその事実を認識していませんでしたが、平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発覚後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しております。
11. 候補者服部力也氏は、2025年6月に令和アカウンティング・ホールディングス株式会社常任監査役を退任する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 松下 亘氏及び監査役 内池和彦氏が辞任により退任され、監査役 古賀陽子氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	ほん だ 本 田	ただし 正	■ 生年月日	■ 所有する当社株式数	新 任
				1960年6月15日生	11,000株	
				略歴及び地位		
				1983年 4 月	当社入社	
				2013年 6 月	同執行役員、施設統括本部東部本部施工統括部長、 施設統括本部東部本部東京支社長	
				2015年11月	同執行役員、 タイセムコンCO.,LTD.取締役社長	
				2019年 6 月	同常務執行役員、施設統括本部副本部長、 施設統括本部西部本部長	
				2021年 6 月	同常務執行役員、施設統括本部長、施設統括本部西部本部長	
				2022年 6 月	同取締役、常務執行役員、施設統括本部長	
				2023年 6 月	同取締役、専務執行役員、施設統括本部長、国際本部長	
				2024年 6 月	同代表取締役、専務執行役員、国際本部長、 施工技術全般統括 現在に至る	

監査役候補者とした理由

本田正氏は、一般電気工事部門における豊富な業務経験を有し、2022年6月以降は取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、一般電気工事部門を所管し、収益向上に向けた体質強化、ビジネスの拡大に努めてまいりました。これらの経験を活かし、公正かつ客観的な立場から、当社の監査業務を通じて、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、新たに、監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

はま で
濱出こう じ
浩二■ 生年月日
1963年 9月10日生■ 所有する当社株式数
2,100株

新 任



略歴及び地位

1987年 4 月	当社入社
2011年10月	同営業本部営業企画部長
2016年 6 月	同施設統括本部企画統括部長
2021年 6 月	同総務部長
2022年 6 月	同執行役員、総務部長、健康管理室担当
	現在に至る

監査役候補者とした理由

濱出浩二氏は、営業・事業部門の業務経験に加え、経営企画・経理・総務等の本社部門における豊富な業務経験を有し、2022年6月以降は執行役員として本社部門の業務執行における中枢を担ってまいりました。これらの経験を活かし、公正かつ客観的な立場から、当社の監査業務を通じて、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、新たに、監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3

こ が
古賀

よう こ
陽子

■ 生年月日

1956年12月8日生

■ 所有する当社株式数

0株

再 任

社 外

独立役員



略歴及び地位

1990年 6 月	Price Waterhouse LLP (現 Price Waterhouse Coopers LLP) 入所
1997年 7 月	青山監査法人入所
2000年 3 月	新日本アーンストアンドヤング税理士法人 (現 EY税理士法人) マネージャー
2001年 4 月	同シニアマネージャー
2004年10月	同パートナー
2017年 7 月	同ディレクター
2021年 2 月	ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法 共同事業法律事務所 タックスディレクター
2021年 6 月	当社社外監査役 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

古賀陽子氏は、米国会計事務所及び国内税理士法人勤務を通じ、国際税務・企業税務に関する高度な知見と豊富な経験を有しており、独立した立場から監査を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化を図っていただくため、引き続き、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者古賀陽子氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であります。
なお、同氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、再任が承認されたときは、引き続き、独立役員とする予定であります。
3. 各候補者の選任理由については、候補者の略歴の下部に記載のとおりであります。
4. 当社は、候補者古賀陽子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認されたときは、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、その保険料は全額会社が負担しております。但し、故意又は重過失に起因して賠償請求された損害は当該保険契約により填補されません。また、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役・監査役候補者の指名方針

- ①社内取締役は、当社事業において豊富な経験と優れた実績がある者、当社の置かれた環境と今後の変化を踏まえ経営に関し客観的判断能力を有する者、先見性及び洞察力など人格・識見に秀でた者を候補者として選任いたします。
- ②社外取締役は、会社経営の経験者、各分野の専門家、学識経験者等の中から、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社経営の監督者として相応しい人物を候補者として選任いたします。
- ③監査役は、会社経営の経験者及び法務、財務、会計に関する専門的な知見を有した人物を候補者として選任いたします。
- ④取締役・監査役候補者の選任に関する議案の株主総会への提出は、指名諮問委員会にて審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議によって決定いたします。

本株主総会終結後の取締役・監査役の構成（予定）

当社は、取締役会全体として、財務・会計、法務・コンプライアンス、人事・人材開発などの企業戦略の意思決定において重要な分野に精通した人材、エンジニアリング・開発などの各事業分野に精通した人材、企業経営や国際性・グローバル経験豊かな人材、他業種知見を有する人材、また、俯瞰的な立場で企業価値向上に寄与する独立性を有する人材などをバランスよく配置し、取締役会の機能を果たすために適切な人数を選任することとしております。なお、独立社外取締役は3分の1以上の体制とすることとしております。

この考え方に基づき、当社の経営を担う取締役・監査役に必要な項目を設定し、各取締役・監査役が有する専門性・経験をマトリックスとして次のとおり記載しております。なお、各取締役・監査役が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

氏 名				地 位	独立性	専門性・経験					
						企業経営	財務会計	法務 コンプライアンス	人事人材 開発	国際性 グローバル	エンジニアリング 開発
谷	たに 信			代表取締役 取締役社長		●	●			●	●
小島	こ しま	しげ 茂	ひろ 広	代表取締役 専務執行役員		●				●	
沖野	おき の	やす 康	はる 治	代表取締役 専務執行役員		●				●	
しま島	しま だ	てつ 哲	なり 成	取締役 常務執行役員		●		●			
しま島	しま だ	けん 健	いち 一	取締役 常務執行役員		●	●		●		
たか高	たか はし	ひで 英	ゆき 行	社外取締役	●		●				●
はっ服	はっ とり	りき 力	や 也	社外取締役	●	●	●		●		●
やす安	やす はら	ひろ 裕	ふみ 文	社外取締役	●	●	●		●		●
き佐	き の	ゆ 由	み 美	社外取締役	●		●	●			●
ほん本	ほん だ		ただし 正	常勤監査役		●			●	●	
はま濱	はま で	こう 浩	じ 二	常勤監査役		●	●	●			
たる垂	たる たに	やす 保	あき 明	社外監査役	●		●				●
こ古	こ が	よう 陽	こ 子	社外監査役	●		●		●		●
うす薄	うす い	たく 琢	ま 磨	社外監査役	●			●			

(注) 独立性：株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている者（届け出る予定の者）

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案は、株主提案によるものであります。

第4号議案 剰余金処分の件

(1) 議案の要領

年間の配当金総額が純資産の6%に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分にに関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金124円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額

第100期における期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の合計を2で除した金額に0.06を乗じ、小数点以下を切り捨てた金額から60円を差し引いた金額（以下、「純資産配当率6%相当額」という。）が124円と異なる場合は冒頭の124円を純資産配当率6%相当額に読み替える。

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当金総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

東京証券取引所の「市場区分見直しのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、上場企業において、資本政策の見直しや少数株主保護の取り組みが進んでいます。当社は親子上場の状態にあるため、少数株主にとって公正な資本政策が検討・実行されていない懸念があります。

本提案は、少数株主にとって公正と言える最低限の資本規律を意識し、純資産配当率(DOE) 6%相当の配当支払いを企図するものです。

当社の事業は人的資本の活用を中心としたアセットライトなビジネスであり、大規模な設備投資を必要としません。事業特性や収益性の高さ、人手不足を背景とする良好な事業環境を踏まえれば、これ以上の株主資本の積み増しは不要です。

現行の株主還元方針が維持されれば、株主資本の増加によりROEの低下が見込まれます。ROEを維持する最低限の水準としてDOE 6 %（配当性向では60%に相当）が適当と考えます。

※上記株主提案の内容は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しております。

＜取締役会の意見＞

取締役会としましては、本議案に「反対」いたします。

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要施策の一つとし、業績及び将来の事業展開を勘案して内部留保金とのバランスを取りながら、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

2024年度業績は、2024年度を最終年度とする中期経営計画「VISION24」の目標を達成いたしました。これを受け当社取締役会は、2025年5月9日「剰余金の配当に関するお知らせ」にて公表のとおり、2024年度の期末配当を1株につき86円とすることを決議しました。この結果、2024年度の年間配当は、「VISION24」の目標である配当性向40%に相当する年間146円となり、14期連続の増配で株主各位のご期待にお応えいたしました。

当社は、2025年5月9日、新たな中期経営計画「VISION2030 Mid-term PLAN 2028」を公表しました。新たな中期経営計画では、「人と技術への投資加速による総合エンジニアリング企業としての躍進」をテーマに、人的資本の拡充と技術力・施工力の強化により、持続的成長を目指します。新たな中期経営計画の最終年度である2028年度の目標として、受注高2,800億円、売上高2,700億円、経常利益（率）230億円（8.5%）、ROE12%以上を掲げ、2028年度の配当性向50%到達を目指して重点施策に取り組んでまいります。

新たな中期経営計画では、株主各位をはじめとするマルチステークホルダーへのアカウンタビリティ向上のため、2025年度から2028年度までの4年間のキャッシュアロケーションを公表、成長投資500億円、株主還元260億円等を計画しています。新たな中期経営計画を確実に進め、目標を達成することで企業価値向上に取り組んでまいります。

本株主提案の2024年度期末配当124円、年間184円、DOE 6%に相当する配当金の支払いは、昨今のグローバル経済の不透明感が拡がる中で、新たな中期経営計画で目標としている「人と技術への成長投資」を行いつつ、安定的な配当を継続するという当社の株主還元方針に沿わないものと考えます。

当社としましては、今後も株主還元の水準や方法に関しては、当社の中長期的な成長戦略、財務状況、資本収益性などを考慮したうえで、引き続き全ての株主各位にとって公正な資本政策を、様々なご意見に耳を傾けながら適切に検討・実行してまいります。

したがって、取締役会としましては、本議案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、物価上昇が継続し先行きが不透明な状況の中でも、インバウンド消費の拡大や、引き続き企業の設備投資が積極的であることから、堅調に推移いたしました。また、当社グループが事業展開している東南アジア地域においても、内需が堅調であることに加え、観光業や輸出が好転し、成長基調で推移したものの、日系自動車メーカーのシェア縮小等、必ずしも順調とは言えない傾向が見られます。さらに、足元は米国の極端な関税政策や、それに伴う貿易摩擦の再燃等、国内外で経済の先行きが懸念されております。

このような状況の中、当社グループは、「住友事業精神」と「住友電設グループ企業理念」に基づく経営の基本方針に沿って、電気の安定供給等の社会インフラ維持に努めるなど、社会の要請に応えるべく事業活動を展開しております。また、2020年度よりスタートした中期経営計画「VISION24」

(2020～2024年度：5ヵ年計画)に基づき、「新たな成長戦略と総合力で持続的発展を！」をテーマに掲げ、「総合設備企業グループ」として、各部門の施工力、技術力の底上げに向けて資源を投入し、より一層の成長・拡大にグループ一体となって取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
受 注 高	2,447億20百万円	(前期比 8.3%増)
売 上 高	2,036億39百万円	(前期比 9.8%増)
営 業 利 益	178億86百万円	(前期比 42.5%増)
経 常 利 益	189億14百万円	(前期比 40.1%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	128億00百万円	(前期比 27.2%増)

受注高は、大型の再生可能エネルギー関連工事の受注が寄与し、電力工事で大幅に増加したことから、2,447億20百万円（前期比8.3%増）となりました。売上高は、国内外で大型のデータセンター案件の進捗があった一般電気工事を中心に、設備工事業全体で大型手持工事が進捗した結果、2,036億39百万円（同9.8%増）となりました。

事業の種類別では、設備工事業の受注高は2,376億44百万円（前期比9.0%増）、売上高は1,965億62百万円（同10.6%増）となり、機器販売を中心とするその他事業の受注高及び売上高は70億76百万円（同9.8%減）となりました。

売上総利益は、採算の改善にグループを挙げて取り組んだ結果、304億76百万円（前期比25.9%増）、売上総利益率は15.0%となりました。販売費及び一般管理費は、働

き方改革・職場環境の改善等、事業の根幹を支える人材の確保・育成のための経費増等により、125億90百万円（同7.9%増）となり、営業利益は178億86百万円（同42.5%増）、営業利益率は8.8%となりました。

営業外収益は11億17百万円（前期比9.6%増）、営業外費用が89百万円（同36.1%増）となった結果、営業外収支は10億28百万円の黒字となり、経常利益は189億14百万円（同40.1%増）と前連結会計年度と比べ増益となり、経常利益率は9.3%になりました。

なお、設備工事業における種類別の受注高、売上高の概況は、以下のとおりであります。

電力工事部門は、再生可能エネルギー関連工事の増加により、受注高は662億02百万円（前期比93.3%増）となりました。売上高は手持工事が堅調に進捗したことで、276億33百万円（同12.7%増）となりました。

一般電気工事部門は、前期に受注した大型データセンター案件の反動減もあり、受注高は1,240億12百万円（前期比10.4%減）となりました。売上高は手持工事を順調に消化し、1,223億35百万円（同10.1%増）となりました。

情報通信工事部門は、都市再開発案件の増加により、受注高は330億42百万円（前期比8.2%増）となりました。売上高は大阪・関西万博の情報ネットワーク工事等の手持

工事の進捗により、307億97百万円（同4.0%増）となりました。

プラント・空調工事部門は、前期に受注した大型案件の反動減もあり、受注高は143億86百万円（前期比3.2%減）となりました。売上高は手持工事の進捗により、157億95百万円（同27.2%増）となりました。

事業の種類別の受注高、売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設 備 工 事 業	162,764	237,644	196,562	203,846
電 力 工 事	29,931	66,202	27,633	68,499
一 般 電 気 工 事	102,711	124,012	122,335	104,387
情 報 通 信 工 事	18,610	33,042	30,797	20,856
プラント・空調工事	11,511	14,386	15,795	10,102
そ の 他 の 事 業	—	7,076	7,076	—
合 計	162,764	244,720	203,639	203,846

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 中長期的な会社の経営戦略並びに対処すべき課題

今後の事業環境の見通しにつきましては、データセンター市場は更なる拡大が見込まれ、企業の設備投資動向は、大都市圏の再開発やインバウンドの回復によるホテル需要等で引き続き堅調に推移することが予想されます。また、電力分野では、再生可能エネルギー事業の拡大、それに伴う蓄電池事業や送電量の増加に対応するための幹線更新、増強工事が見込まれます。情報通信分野においても、IoTやAI実装等DXの進展によるデジタル社会の実現に向け、引き続き堅調な需要が期待されます。

しかしながら足元では、人件費や資機材価格の上昇をはじめ、米国の関税政策を発端とする貿易摩擦や世界経済の停滞等、依然として先行きは不透明な状況にあり、今後の社会情勢や市場動向を注視していく必要があります。

このような状況のもと、当社は、2030年度の中期目標「VISION2030」とVISION実現のための2025年度を初年度とする

新たな4ヵ年の中期経営計画「Mid-term PLAN2028」を策定しました。

1. テーマ

人と技術への投資加速による総合エンジニアリング企業としての躍進

2. 基本方針

- ・チーム住友電設を妥協することなく追求し、サステナブルな全員営業を実践
- ・人的資本への投資強化による全社活性化
- ・技術力強化によるビジネスモデルの進化

3. 成長戦略

・営業施策

重要顧客との関係強化、受注基盤となる優良顧客開拓、施主営業の更なる推進、ゼネコンとのパートナー関係構築、等

・現場力強化施策

現場DX等による生産性の向上、お取引先とのパートナーシップ構築を通じて施工力を強化し、大型案件への対応力を向上

・基盤強化施策

人的資本・技術ITへの投資により、施工を効率化、技術者・施工力を確保

4. 数値目標（2028年度 連結）

受	注	高	2,800億円		
売	上	高	2,700億円		
経	常	利	益	230億円	
経	常	利	益	率	8.5%
R	○	E	12%以上		
配	当	性	向	50%	
政策保有株式純資産比				10%以下	

5. キャッシュアロケーション

2025-2028年度（4ヵ年）

持続的成長に向け、人的資本への投資など積極的な成長投資と株主還元強化を計画

成長投資500億円、株主還元260億円

大きく飛躍した前中期経営計画ではありましたが、いくつかの課題も残りました。特に人材面においては、急激な工事量の増加や若年層の減少による高齢化、さらに担い手不足といった問題が、建設業界全体で深刻化しています。

VISION2030 Mid-term PLAN2028では、「人と技術への投資加速による総合エンジニアリング企業としての躍進」をテーマに、人的資本の拡充と技術力・施工力の強化により持続的成長を図り企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移（連結）

(単位：百万円)

区 分	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度)	第99期 (2023年度)	第100期 (2024年度) [当期]
受 注 高	179,019	188,787	225,865	244,720
売 上 高	167,594	175,120	185,524	203,639
経 常 利 益	13,900	14,394	13,502	18,914
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,140	9,384	10,060	12,800
1株当たり当期純利益	257円43銭	265円05銭	284円09銭	363円52銭
総 資 産	161,036	162,587	181,664	197,577
純 資 産	93,385	99,618	110,932	119,178

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 第97期につきましては、国内外ともに新型コロナウイルス感染症拡大が一時的に落ち着き、一定の回復の動きが見られた一方、企業の設備投資は依然として不透明な状況で推移しましたが、国内外での大型工事の受注もあり、受注高は前期比で増加となりました。売上高は、手持工事が順調に進捗した結果、前期より増加となりました。利益面は、売上高の増加に加え工事採算の改善に取り組んだ結果、経常利益は139億00百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は91億40百万円といずれも前期比で増加となりました。
3. 第98期につきましては、国内外ともに新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和される等、社会経済活動の正常化が進んだことから、設備投資は回復基調で推移し、受注高は前期比で増加となりました。売上高は、大型手持工事が進捗した結果、前期より増加となりました。利益面は、採算の改善にグループを挙げて取り組んだ結果、経常利益は143億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は93億84百万円といずれも前期比で増加となりました。
4. 第99期につきましては、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復や個人消費を中心に総じて堅調に推移したことに加え、国内外での大型工事の受注もあり、受注高は前期比で増加となりました。売上高は、大型手持工事が進捗した結果、前期より増加となりました。利益面は、個別案件での採算悪化や、人材確保と育成に要した経費増の影響により、経常利益は135億02百万円と前期比で減少となりましたが、特別利益の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は100億60百万円と前期比で増加となりました。
5. 第100期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会 社 名	当社に対する出資比率 (%)	当社との関係内容
住友電気工業株式会社	50.17	設備工事等の受注

- (注) 1. 当社に対する出資比率は、親会社の子会社が保有している株式を含めて算出しております。
 2. 親会社の子会社より、電線・ケーブル等の資材を購入しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
住電電業株式会社	60 百万円	100.00	設備工事業
エスイーエム・ダイキン株式会社	80 百万円	51.00	空調機器、太陽光発電システム等の販売
トーヨー電気工事株式会社	21 百万円	100.00	設備工事業
アイティ ソリューション サービス株式会社	100 百万円	95.00	設備工事業
タイ セムコン CO.,LTD. [タイ]	45,877 千バーツ	49.00 [51.00]	設備工事業
PT タイヨー シナール ラヤ テクニク [インドネシア]	9,000 千米ドル	99.00	設備工事業
スミセツ フィリピンズ,INC. [フィリピン]	10,750 千ペソ	40.00 [60.00]	設備工事業

- (注) 出資比率欄の [] 内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。

(7) 主要な事業内容

事業の種類		事業内容
設備工事業	電力工事	送配変電設備工事の設計、施工、監理
	一般電気工事	ビル、工場等の電気設備工事及び再生可能エネルギー、環境関連工事の設計、施工、監理
	情報通信工事	電気通信設備工事の設計、施工、監理 情報通信機器及び周辺機器並びにソフトウェアの販売
	プラント・空調工事	プラント工事、空調衛生管工事の設計、施工、監理
その他の事業		保険代理店業務 空調機器、太陽光発電システム等の販売

(8) 主要拠点等

① 当社

大阪本社	大阪市		
東京本社	東京都港区		
支 社	大阪支社（大阪市）	東京支社（東京都港区）	中部支社（名古屋市）
支 店	北海道支店（札幌市）	東北支店（仙台市）	北関東支店（さいたま市）
	群馬支店（太田市）	栃木支店（宇都宮市）	東関東支店（千葉市）
	横浜支店（横浜市）	京都支店（京都市）	神戸支店（神戸市）
	広島支店（広島市）	四国支店（新居浜市）	九州支店（福岡市）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
住電電業株式会社	東京都港区
エスイーエム・ダイキン株式会社	大阪市
トーヨー電気工事株式会社	大阪府吹田市
アイティ ソリューション サービス株式会社	東京都港区
タイ セムコン CO., LTD.	タイ・バンコク市
PT タイヨー シナール ラヤ テクニク	インドネシア・ジャカルタ首都特別州
スミセツ フィリピンズ,INC.	フィリピン・マカティ市

(9) 使用人の状況

① 企業集団の状況

事 業 の 種 類	使 用 人 数 (前期末比増減)
設備工事業	3,198名 (48名増)
電力工事	386名 (23名増)
一般電気工事	2,304名 (19名増)
情報通信工事	395名 (11名増)
プラント・空調工事	113名 (5名減)
その他の事業	71名 (4名増)
全社 (共通)	278名 (3名増)
合 計	3,547名 (55名増)

(注) 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の状況

使用人数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
1,823名（70名増）	44.7歳	17.5年

（注）使用人数には、社外への出向者109名を含んでおりません。

（10）主要な借入先の状況

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	1,275
株式会社三井住友銀行	724
株式会社三菱UFJ銀行	100

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 73,000,000株

(2) 発行済株式の総数 35,635,879株（自己株式 459,813株含む）

(3) 株 主 数 5,890名（前期末比 1,733名増）

(4) 大 株 主（上位10名）

（単位：千株・％）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住友電気工業株式会社	17,828	50.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,496	7.10
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,164	3.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	980	2.79
JP MORGAN CHASE BANK 385632	905	2.57
MSIP CLIENT SECURITIES	820	2.33
住友電設共栄会	755	2.15
北港運輸株式会社	624	1.77
住友電設従業員持株会	571	1.62
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	378	1.07

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	坂 崎 全 男		
代表取締役 取締役社長	谷 信		
代表取締役	本 田 正	専務執行役員、 国際本部長、 施工技術全般統括	タイ セムコン CO.,LTD. 取締役、 PT タイヨー シナール ラヤ テクニク 取締役、 スミセツ フィリピンズ,INC. 取締役、 テマコン エンジニアリング SDN.BHD. 取締役、 住設機電工程（上海）有限公司 董事
取 締 役	島 田 哲 成	常務執行役員、 本社部門担当（総務、東京 総務、人事、人材開発、安 全品質管理、監査、保険）、 全社コンプライアンス担当	
取 締 役	島 田 健 一	常務執行役員、 総合企画部長、 経理部担当、 情報システム部担当	
社外取締役	高 橋 英 行		公益財団法人日本共同証券財団 事務局長
社外取締役	服 部 力 也		株式会社滋賀銀行 社外取締役、 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 常任監査役
社外取締役	安 原 裕 文		住友ゴム工業株式会社 社外監査役、 カナデビア株式会社 社外監査役
○ 社外取締役	佐 野 由 美		公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長、 三洋化成工業株式会社 社外取締役
常勤監査役	松 下 亘		株式会社セメック 監査役
常勤監査役	内 池 和 彦		エスイーエム・ダイキン株式会社 監査役
社外監査役	垂 谷 保 明		公認会計士、税理士、 開成公認会計士共同事務所 代表、 株式会社ウィル 社外監査役
社外監査役	古 賀 陽 子		
社外監査役	薄 井 琢 磨		弁護士、 田辺総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. ○印の取締役は、2024年6月25日開催の第99期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役 内池和彦氏は、当社において経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 垂谷保明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 古賀陽子氏は、米国会計事務所及び国内税理士法人における経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 高橋英行氏、取締役 服部力也氏、取締役 安原裕文氏、取締役 佐野由美氏、監査役 垂谷保明氏、監査役 古賀陽子氏及び監査役 薄井琢磨氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
6. 取締役 本田 正氏は、2024年6月1日より施工技術全般統括を担当しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、その保険料は全額会社が負担しております。但し、故意又は重過失に起因して賠償請求された損害は当該保険契約により填補されません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	3億19百万円	1億84百万円	1億35百万円	5名
監査役 (社外監査役を除く)	43百万円	43百万円	—	2名
社外取締役	38百万円	38百万円	—	4名
社外監査役	22百万円	22百万円	—	3名

(注) 上記の業績連動報酬額は、役員賞与の当期引当額となります。

② 報酬等の決定に関する方針

当社では、取締役の個人別の報酬等に関わる決定方針を定めており、その決定にあたっては、委員長を社外取締役とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会にて審議し、その答申内容を踏まえ、取締役会において決議しております。具体的な方針の内容は以下の通りです。

取締役の報酬等の決定にあたっては、「住友事業精神」と「住友電設グループ企業理念」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献するという普遍の基本方針を堅持しつつ、当社グループを持続的に成長させ、中長期的に企業価値を向上させるためのインセンティブとなる報酬体系となるよう設計しております。

イ. 取締役報酬の構成

取締役報酬は、月報酬、賞与により構成しております。

ロ. 月報酬の決定に関する方針

取締役の月報酬については、事業内容、規模等の類似する企業を対象とした、役員報酬に関する第三者の調査を活用することにより、報酬水準の客観性を確保した上で、職位毎の役割や責任度合い並びに会社業績への貢献度に基づいて、職位毎に月報酬テーブルを設定しております。各人に適用するテーブルの金額については、中長期的な観点も踏まえ、役割や責任度合い、担当領域の規模や複雑性、難易度並びに会社業績への貢献度を勘案し、決定しております。

ハ. 賞与の決定に関する方針

取締役の賞与については、業績連動報酬とし、その総額は、事業内容、規模等の類似

する企業を対象とした、役員報酬に関する第三者の調査を活用することにより、報酬水準の客観性を確保した上で、毎期の会社業績、特に当社が経営戦略上重視している受注高、売上高や経常利益（率）、ROE等に加え、配当水準等を総合的に勘案し、決定いたします。各人への配分は、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、会社業績における主要目標（受注高、売上高や経常利益（率）、ROE等）の年初公表値に対する達成度に応じた支給率を基準賞与額へ乗じた額を基本とし、毎期の会社業績への貢献度、及びこれらを達成するために必要な資質等の定性的要素も考慮し、各人のインセンティブとなる水準となるよう設定しております。但し、上記に関わらず、会社業績に大きな影響を与える異例の事態が生じた場合は、報酬諮問委員会での協議により所要の調整を行うことがあります。社外取締役については、独立性を確保する観点から賞与は支払っておりません。

<業績連動報酬に係る指標に対する考え方>

取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬に係る指標は、中期経営計画の達成のため、全社一丸で目指す目標として一定の妥当性・納得性があり、また客観的にも明確な指標であるとの判断から、「受注高」「売上高」「経常利益（率）」を採用しています。さらに、取締役が資本効率の向上と当社グループの持続的な成長を意識した経営を推進する目的として「ROE」を採用しています。また、代表取締役以外の取締役には、所管部門における安全品質、コンプライアンス、業績及び社員行動指針であるSEM VALUE浸透度・取組状況も指標として採用しています。

<業績連動報酬に係る指標、目標、実績等>

業績連動報酬に係る指標の当事業年度における目標及び実績は下表のとおりとなります。

	受注高	売上高	経常利益	(率)	ROE※1
目 標	2,200億00百万円	2,000億00百万円	150億00百万円	(7.5%)	10.0%
実 績	2,447億20百万円	2,036億39百万円	189億14百万円	(9.3%)	11.7%

(注) ※ 1. ROE目標は中期経営計画におけるターゲットとして設定しております。

二. 月報酬と賞与の割合の決定に関する方針

月報酬と賞与の割合は定めず、前項に記載の業績目標や個人ごとの評価等により変動します。

ホ. 報酬決定手続き

取締役の月報酬及び賞与については、決定方針、関連する規程等の制定・改廃、個人ごとの月報酬や業績評価を踏まえた具体的な賞与額等の重要事項に関し、報酬諮問委員

会にて客観的視点から審議しております。取締役会は報酬諮問委員会の答申を踏まえ、決定方針や規程の制定・改廃、支給時期及び方法について審議、決定するほか、年報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決定いたします。個人ごとの具体的な月報酬及び賞与の額の決定については、その手続きの公平性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の授権を受けた報酬諮問委員会が「報酬の額又は算定方法の決定方針等」に基づき決定いたします。

なお、報酬諮問委員会は、委員の過半数を社外取締役としたうえで、委員長を社外取締役が務めることとしており、その体制は下記のとおりです。

服部 力也 (社外取締役) [委員長]
 高橋 英行 (社外取締役)
 安原 裕文 (社外取締役)
 坂崎 全男 (取締役会長)
 谷 信 (代表取締役 取締役社長)

監査役の報酬については、株主総会において承認決議を頂いた報酬額の枠内で、監査役の協議により決定いたします。

<当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

取締役会は、取締役会の授権を受けた報酬諮問委員会より、取締役の個人別の報酬等の決定方針に基づいた算定方法に沿って個人別の月報酬及び賞与額を決定している旨の答申を受けております。取締役会は、その答申における額の算定方法及び決定経緯を審議した結果、当該決定方針に沿うものであると判断いたしました。

<役員の報酬等に関する株主総会の決議について>

取締役の年報酬額の総枠については、2020年6月24日の株主総会にて、取締役の報酬額を年額6億円以内（うち、社外取締役分は年額1億円以内）とする内容で決議いたしました。なお、その時点での員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。監査役の年報酬額の総枠については、2020年6月24日の株主総会にて、監査役の報酬額を年額1億円以内とする内容で決議いたしました。なお、その時点での員数は5名（うち、社外監査役は3名）であります。

へ. 自社株の保有

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、株主価値を重視した経営を推進するために、社内取締役には、一定の基準を定めて役員持株会を通じた自社株の保有を奨励し、当該自社株は在任期間中継続して保有することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先との関係

氏 名	兼 職 先	兼職内容
高 橋 英 行	公益財団法人日本共同証券財団	事務局長
服 部 力 也	株式会社滋賀銀行	社外取締役
	令和アカウンティング・ホールディングス株式会社	常任監査役
安 原 裕 文	住友ゴム工業株式会社	社外監査役
	カナデビア株式会社	社外監査役
佐 野 由 美	公益財団法人21世紀職業財団	関西事務所長
	三洋化成工業株式会社	社外取締役
垂 谷 保 明	開成公認会計士共同事務所	代 表
	株式会社ウィル	社外監査役
薄 井 琢 磨	田辺総合法律事務所	パートナー

(注) 各兼職先と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

氏 名	主な活動状況
高 橋 英 行	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。 日本銀行及び一般社団法人大阪銀行協会の経験を通じた金融経済、地域経済及び企業経営に関する知見のもと、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図るという期待に応え、当社取締役会において企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行うなど当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べるなど、検討プロセスにおいて重要な役割を果たしました。
服 部 力 也	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。 金融機関の経営で培われた豊富な経験と幅広い知見のもと、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図るという期待に応え、当社取締役会において企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行うなど当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べるなど、検討プロセスにおいて主導的な役割を果たしました。

氏 名	主な活動状況
安原 裕文	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。 事業会社の経営で培われた豊富な経験と幅広い知見のもと、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図るという期待に応え、当社取締役会において企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行うなど当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べるなど、検討プロセスにおいて重要な役割を果たしました。
佐野 由美	2024年6月25日就任以後開催の当事業年度開催の取締役会11回全てに出席しました。 上場企業や公益法人における豊富な経験と産業及び労働経済に関する幅広い知見のもと、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図るという期待に応え、当社取締役会において企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行うなど当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
垂谷 保明	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席、監査役会15回全てに出席しました。 公認会計士及び税理士としての高度な知見と企業会計及び税務に関する豊富な経験のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。他の監査役と連携して適正な会計処理のあり方や牽制機能向上の視点から企業経営における監査・監督についての確認・意見表明を行っております。
古賀 陽子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席、監査役会15回全てに出席しました。 米国会計事務所及び国内税理士法人勤務を通じた国際税務・企業税務に関する高度な知見と豊富な経験のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。他の監査役と連携して適正な会計処理のあり方や牽制機能向上の視点から企業経営における監査・監督についての確認・意見表明を行っております。
薄井 琢磨	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席、監査役会15回全てに出席しました。 弁護士としての高度な知見と企業法務に関する豊富な経験のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。他の監査役と連携してコンプライアンスの観点から内部統制システムや具体的施策についての確認・意見表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	62百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、タイ セムコンCO.,LTD.、PT タイヨー シナール ラヤ テクニク、スミセツ フィリピンズ,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務・税務デューデリジェンス業務」を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することについて重要な疑義が生じたとき又は困難と認められるときは、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的方法（以下「文書等」という。）により記録し、保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は社内規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 安全、品質、環境、災害、感染症及び情報管理等に係るリスクについてはそれぞれの担当部門で規程等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ロ. 安全、品質及び環境等事業活動に伴って発生するリスクに関しては、中央安全品質委員会及び安全品質管理部において、その他のリスクに関しては、リスク＆コンプライアンス委員会（以下「RC委員会」という。）において、リスクの未然の防止と生じたリスクへの対応に取り組む。
 - ハ. 取締役、執行役員及び使用人（以下「役職員」という。）は社内規程に基づき工事の損益管理を実施し、利益の確

保及び損失の未然防止に努める。

- 二. 組織横断的リスク状況の監査は監査部を中心に行うものとし、その結果を取締役社長に報告する。
- ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役、執行役員及び管理職の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、社内規程において担当部門及び各組織の所管業務を定める。
 - ロ. 各部門の業績等については、中期計画及びその達成に向けた年度計画を策定し、社長及び各部門担当執行役員で構成する経営会議、取締役会で検討のうえ、承認する体制とする。
 - ハ. 経理部及び経理担当役員が月次単位で年度計画の達成状況を把握・分析のうえ、取締役会に報告する。
 - 二. 取締役会は定期的に進捗状況を監督し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。
- ④ 役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 役職員が法令、定款及び企業理念を遵守した行動をとるための社員行動基準を定める。それぞれの担当部門は、コンプライアンスに関する規程等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当該規程に基づいた職務執行の徹底を図る。

- ロ. RC委員会は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同委員会を中心に役職員教育等を行う。
 - ハ. 監査部はコンプライアンスの状況を監査する。
 - 二. 国内外の競争法の遵守については、当社グループ内における疑わしい行為を含む入札談合行為根絶のため、競争法に関する教育を継続的に実施するとともに、総務部及び各部門は協力・連携を図りコンプライアンスに関する規程等の運用及び遵守状況を定期的に確認し、不備については速やかに改善する。
 - ホ. コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として社内及び社外に業務相談・通報窓口を設ける。
 - ヘ. 反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求は一切受け付けず、総務部を対応統括部署として、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、事案に応じて関係部門と協議のうえ対応を行う。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制
- イ. 取締役会の方針のもと、各部門・子会社は、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った内部統制システムの整備及び適切な運用を図り、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ロ. 監査部は、各部門・子会社の内部統制システムの整備及び適切な運用状況について評価・監査・指導を行い、不備については各部門・子会社に改善を促す。
 - ハ. 各部門・子会社は、監査部の評価・監査・指導により改善を促されたときは、速やかに改善するように努める。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、各社の経営状況の把握に努めるほか、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限を与え、本社管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。
 - ロ. 関係会社管理規程に基づき、当社経営会議、取締役会で報告・附議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について子会社から報告を受け、又は必要により当社と協議を行う。
 - ハ. 当社グループ横断的な主要リスクについては、当社の担当部門等と各子会社が自社事業の遂行に伴うリスクを再評価のうえリスク管理を行うほか、子会社における固有のリスクについても、当社が支援を行い、リスクの軽減等を図る。
 - 二. 各子会社の事業計画は、当社の中期計画及び年度計画の一環として策定され、業績が定期的に報告される体制

とする。当該報告に関して所要の対策等を検討し、速やかに実施されるように支援する。

ホ. コンプライアンスに関して、当社のRC委員会や総務部等が当社グループ内の主要なコンプライアンスリスクごとに展開する発生防止策に従い、各子会社において、自社特有のリスクを含め、対策を講じる体制とする。なお、内部通報のための業務相談・通報窓口は、当社グループ共通の社外窓口を設ける。

ヘ. 子会社の監査は監査部及び経理部が行うものとし、その結果を取締役社長に報告する。

ト. 親会社のコーポレートスタッフ部門と当社の本社管理部門はコンプライアンス及びリスクに関する意見交換を行い、適時に必要な施策を実施する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の職務を補助する使用人として監査役付を任命する。

ロ. 監査役は監査役付に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この命令を受けた監査役付はこの命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令は受けないものとする。

ハ. 監査役付の任免、異動、昇給、人事評

価及び懲戒については予め監査役会より、意見を聴取し尊重する。

- ⑧ 当社並びに子会社の役職員及び子会社の役職員から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の役職員及び子会社の役職員から報告を受けた者は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社、子会社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内規程に基づく通報状況及びその内容を適時に報告する。

- ⑨ 監査役へ報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報に関する規程において、通報者に対して通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない旨を規定するなど、当社及び子会社は、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取扱いを行わない。

- ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理のため、毎年度、監査役の承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応する。

□. 監査役がその職務執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担する。

⑪ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会と取締役社長とはそれぞれ定期的に意見交換を行う。

□. 監査役は各部門からヒアリングを行う機会を定期的に確保する。

ハ. 監査役は経営会議、RC委員会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見交換を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

取締役と執行役員が出席するRC委員会を4回開催し、コンプライアンスの推進及び取り組み状況の確認、各種提言を行い、これらを踏まえ、以下の諸施策を実施しております。

毎年7月をコンプライアンス月間と定め、当期は、独占禁止法等の遵守に関する研修会の開催や、事業活動の実態調査を行うなど各種法令及び社内規程の遵守状況の確認を実施いたしました。

その他、継続的な取り組みとして毎

月1回、当社及び子会社における各職場を単位として、コンプライアンス職場研修の実施、部門ごとに独占禁止法の遵守状況に関する自主点検を実施いたしました。

② 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成し、原則として毎月1回開催しております。なお、社外監査役3名を含む監査役5名も取締役会に出席しております。

また、「取締役会規程」で取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めるとともに、業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に経営会議に附議し、執行役員による業務執行の妥当性、リスクの有無等の議論を経ることで、取締役の職務執行に関する適正性、効率性の確保を図っております。

③ リスク管理に関する取り組み

当社グループの損失の危険の管理のうち、安全・品質等に関するリスクに関しては、中央安全品質委員会を2回開催し、活動計画の承認や、取り組み状況の確認、発生したリスクに対する原因究明と再発防止策を周知するなど事故・災害・クレーム発生の低減に努めております。

また、RC委員会では、地震等を想定した災害対策の立案や訓練の推進、感

染症対策の推進、情報セキュリティ対策の立案や研修の推進について、定期的に実施状況を確認するなど事業活動に伴うリスクに対応するための実効的な活動を実施しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社は企業理念を制定し、当社はもとより子会社においてもコンプライアンスの浸透、定着を図っております。

また、子会社については、「関係会社管理規程」及び「取締役会規程」において子会社が当社の承認を要する事項を定め、重要な事項を取締役会において審議することで、業務の適正の確保に努めております。

さらに、子会社を所管する当社所管部門において、定期的に子会社からの報告を受け、職務執行を確認し、経営状況を把握するとともに経営課題に対する助言等を行っております。加えて、所管部門は必要に応じて子会社の経営状況等につき、当社経営会議、取締役会に報告しております。

併せて、監査部は、監査計画に基づき子会社の内部監査を行い、監査結果について取締役社長に報告し、所要の改善を図っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組み

監査役の業務を補助すべき者として、専任者1名、兼任者4名の使用人（以下

「監査役付」という)を配置しております。専任者は組織上いずれの取締役等の担当下にも属さず、また、監査役付は監査役の指揮命令に従うこととしております。

監査役は、「監査役会規程」に基づき、監査方針を含む監査計画を策定し、監査を実施しております。当期は監査役会を15回開催し、取締役会、経営会議その他の重要な会議における議論の内容や、監査部の監査内容について情報共有が図られるとともに、各監査役は会社の状況を把握し、必要な場合は提言を取りまとめております。

(3) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

6 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社から設備工事等を受注しており、当該取引をするに当たっては、当社の採算を勘案した見積価格を提示し、その都度交渉のうえ決定する等、受注価格が第三者との通常の取引と比べ著しく廉価とならないことに留意して決定しております。また、電線・ケーブル等の資材の購入に当たっては、市場価格及び当社の採算を勘案のうえ、決定しております。

(2) 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

- ① 親会社等との間の取引について、事業運営に重要な影響を与えるものについては、当社取締役会において報告され、取締役会は当該報告があったときは、当社の採算を勘案して上記(1)の記載事項に留意のうえ、判断しております。なお、事業運営に関しては、親会社からの独立性を保ちつつ、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行を行っております。
- ② 当社グループと親会社グループとの間の取引のうち、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、独立社外取締役を含む社外役員で構成する「グループ会社間取引利益相反監督委員会」で審議・検討を行い、取締役会にその審議結果を報告する体制としています。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(197,577)	(負 債 の 部)	(78,398)
流 動 資 産	150,185	流 動 負 債	70,157
現 金 預 金	64,919	支払手形・工事未払金等	31,041
受取手形・完成工事未収入金等	79,829	電 子 記 録 債 務	10,013
未 成 工 事 支 出 金 等	3,806	短 期 借 入 金	1,447
そ の 他	1,642	リ ー ス 債 務	94
貸 倒 引 当 金	△12	未 払 法 人 税 等	4,117
		未 成 工 事 受 入 金	13,718
		役 員 賞 与 引 当 金	163
		工 事 損 失 引 当 金	20
		そ の 他	9,539
固 定 資 産	47,392	固 定 負 債	8,241
有 形 固 定 資 産	16,169	長 期 借 入 金	852
建 物 及 び 構 築 物	7,616	リ ー ス 債 務	140
機械、運搬具及び工具器具備品	1,523	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15
土 地	6,794	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,327
リ ー ス 資 産	227	繰 延 税 金 負 債	5,188
建 設 仮 勘 定	6	そ の 他	716
無 形 固 定 資 産	899	(純 資 産 の 部)	(119,178)
の れ ん	0	株 主 資 本	100,288
そ の 他	898	資 本 金	6,440
		資 本 剰 余 金	6,119
投 資 そ の 他 の 資 産	30,323	利 益 剰 余 金	89,060
投 資 有 価 証 券	23,712	自 己 株 式	△1,331
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,723	その他の包括利益累計額	13,425
繰 延 税 金 資 産	314	その他有価証券評価差額金	12,203
そ の 他	2,992	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,147
貸 倒 引 当 金	△418	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	74
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資 産 合 計	197,577	非 支 配 株 主 持 分	5,464
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	197,577

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上 高			203,639
売 上 原 価			173,162
売 上 総 利 益			30,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			12,590
営 業 利 益			17,886
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	161		
受 取 配 当 金	561		
不 動 産 賃 貸 料	112		
そ の 他	281		1,117
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	36		
為 替 差 損	22		
そ の 他	30		89
経 常 利 益			18,914
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	64		64
特 別 損 失			
減 損 損 失	24		24
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			18,954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,186		
法 人 税 等 調 整 額	△371		5,814
当 期 純 利 益			13,139
非支配株主に帰属する当期純利益			339
親会社株主に帰属する当期純利益			12,800

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	計
当 期 首 残 高	6,440	6,114	80,459	△403	92,610
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△4,200		△4,200
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			12,800		12,800
自 己 株 式 の 取 得				△961	△961
自 己 株 式 の 処 分		5		33	38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額計	—	5	8,600	△927	7,677
当 期 末 残 高	6,440	6,119	89,060	△1,331	100,288

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	計		
当 期 首 残 高	12,123	0	1,075	23	13,222	5,098	110,932
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△4,200
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							12,800
自 己 株 式 の 取 得							△961
自 己 株 式 の 処 分							38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	80	△0	72	50	202	365	568
連結会計年度中の変動額計	80	△0	72	50	202	365	8,246
当 期 末 残 高	12,203	0	1,147	74	13,425	5,464	119,178

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(169,661)	(負 債 の 部)	(71,057)
流 動 資 産	123,862	流 動 負 債	65,335
現 金	50,816	支 払 手 形	321
受 取 金	156	工 事 未 払	25,553
電 子 記 録 債 権	3,435	電 子 記 録 債 権	9,908
完 成 工 事 未 収 入 金	64,205	短 期 借 入	6,147
未 成 工 事 支 出 金	4,084	未 払 費 用	4,546
立 替 金	2	未 払 法 人 税 等	3,224
そ の 他 金	1,164	未 成 工 事 受 入 金	12,315
貸 倒 引 当 金	△2	未 役 員 賞 与 引 当 金	135
		工 事 損 失 引 当 金	20
		そ の 他	3,160
固 定 資 産	45,798	固 定 負 債	5,721
有 形 固 定 資 産	13,024	長 期 借 入 金	852
建 物 及 び 構 築 物	5,988	繰 延 税 金 負 債	4,550
機 械 及 び 運 搬 具	530	そ の 他	319
工 具、器 具 及 び 備 品	722		
土 建 設 仮 勘 定	5,782		
	0		
無 形 固 定 資 産	832	(純 資 産 の 部)	(98,604)
電 話 加 入 権	2	株 主 資 本	86,400
ソ フ ト ウ ェ ア	828	資 本 金	6,440
の れ	0	資 本 剰 余 金	6,055
そ の 他	1	資 本 準 備 金	6,038
		そ の 他 資 本 剰 余 金	17
投 資 そ の 他 の 資 産	31,941	利 益 剰 余 金	75,235
投 資 有 価 証 券	22,953	利 益 準 備 金	844
関 係 会 社 株 式	3,230	そ の 他 利 益 剰 余 金	74,391
出 資 金	0	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	47
関 係 会 社 出 資 金	540	別 途 積 立 金	60,637
長 期 貸 付 金	14	繰 越 利 益 剰 余 金	13,707
前 払 年 金 費 用	3,475	自 己 株 式	△1,331
長 期 差 入 保 証 金	599	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,203
入 会 保 証 金	338	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,203
そ の 他 金	1,185	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
貸 倒 引 当 金	△395		
資 産 合 計	169,661	負 債 ・ 純 資 産 合 計	169,661

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			金 額	
売 上 高				154,183
売 上 原 価				130,672
売 上 総 利 益				23,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				9,036
営 業 利 益				14,475
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金		1,084		
そ の 他		344		1,429
営 業 外 費 用				
支 払 利 息		36		
為 替 差 損		18		
支 払 保 証 料		8		
そ の 他		10		73
経 常 利 益				15,830
特 別 利 益				
投 資 有 価 証 券 売 却 益		64		64
特 別 損 失				
減 損 損 失		24		24
税 引 前 当 期 純 利 益				15,870
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,988		
法 人 税 等 調 整 額		△369		4,618
当 期 純 利 益				11,251

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					利 益 準備金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	計
当 期 首 残 高	6,440	6,038	12	6,050	844	47	55,637	11,654	67,339
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当								△4,200	△4,200
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△0		0	—
別 途 積 立 金 の 積 立							5,000	△5,000	—
当 期 純 利 益								11,251	11,251
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			5	5					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額計	—	—	5	5	—	△0	5,000	2,052	7,051
当 期 末 残 高	6,440	6,038	17	6,055	844	47	60,637	13,707	74,391

	株主資本			評価・換算差額等			純資産 合 計
	利 益 剰 余 金 計	自己株式	計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	計	
当 期 首 残 高	68,184	△403	80,271	12,123	0	12,124	92,395
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	△4,200		△4,200				△4,200
圧 縮 積 立 金 の 取 崩							—
別 途 積 立 金 の 積 立							—
当 期 純 利 益	11,251		11,251				11,251
自 己 株 式 の 取 得		△961	△961				△961
自 己 株 式 の 処 分		33	38				38
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				80	△0	79	79
事業年度中の変動額計	7,051	△927	6,128	80	△0	79	6,208
当 期 末 残 高	75,235	△1,331	86,400	12,203	0	12,203	98,604

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住友電設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松本 光弘

公認会計士 杏井 康真

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友電設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友電設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住友電設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松本 光弘

公認会計士 杏井 康真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友電設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

住友電設株式会社 監査役会

常勤監査役	松	下	亘	㊞
常勤監査役	内	池	和彦	㊞
社外監査役	垂	谷	保明	㊞
社外監査役	古	賀	陽子	㊞
社外監査役	薄	井	琢磨	㊞

以 上

